

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1の項中「400円」を「450円」に、「300円」を「250円」に改め、同表2の項中「400円」を「450円」に改め、同表3の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表4の項中「350円」を「400円」に、「250円」を「200円」に改め、同表5の項及び6の項中「350円」を「400円」に改め、同表7の項中「350円」を「400円」に、「250円」を「200円」に改め、同表8の項中「350円」を「400円」に改め、同表9の項備考の欄第1号中「350円」を「250円」に改め、同表31の項を次のように改める。

31	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事(宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。次号において同じ。)の許可又は法第30条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の許可の申請 ア 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内の場合	1件	14,500円	
----	--	----	---------	--

イ 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	1 件	24,700円
ウ 盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	1 件	34,700円
エ 盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内の場合	1 件	51,400円
オ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内の場合	1 件	60,500円
カ 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の場合	1 件	82,900円
キ 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内の場合	1 件	132,200円
ク 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内の場合	1 件	202,600円
ケ 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内の場合	1 件	314,900円
コ 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内の場合	1 件	441,800円
サ 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	1 件	568,100円

<p>(2) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可又は法第35条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請</p>	<p>1件</p>	<p>次に掲げる額を合算した額（その額が568,100円を超える場合にあっては、568,100円）</p> <p>(1) 設計の変更（次号のみに該当するものを除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土</p>
--	-----------	---

をする土地
の面積)に
応じこの
項の区分
の欄第1
号の規定
による手
数料の額
に10分の
1を乗じ
て得た額

(2) 盛土又は
切土をする
土地の面積
を拡大する
場合につい
ては、拡大
する面積に
応じこの項
の区分の欄
第1号の規
定による手
数料の額

(3) その他の
変更につい
ては、15,400
円

(3) 法第12条第1項の規定による
宅地造成等に関する工事(土石の堆
積に関する工事に限る。次号におい
て同じ。)の許可又は法第30条第

1項の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請

ア 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内の場合	1件	10,200円
イ 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	1件	12,300円
ウ 土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	1件	14,500円
エ 土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内の場合	1件	17,700円
オ 土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内の場合	1件	25,200円
カ 土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の場合	1件	28,400円
キ 土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内の場合	1件	34,300円
ク 土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内の場合	1件	47,200円
ケ 土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内の場合	1件	64,300円
コ 土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、	1件	96,500円

<p>100,000 平方メートル以内の場合 サ 土石の堆積をする土地の面積 が 100,000 平方メートルを超える 場合</p>	<p>1 件</p>	<p>117,900 円</p>
<p>(4) 法第 16 条第 1 項の規定による 宅地造成等に関する工事の計画の 変更の許可又は法第 35 条第 1 項 の規定による土石の堆積に関する 工事の計画の変更の許可の申請</p>	<p>1 件</p>	<p>次に掲げる額 を合算した額 (その額が 117,900 円を超 える場合にあつ ては、117,900 円) (1) 設計の変更 (次号のみに 該当するもの を除く。)につ いては、土石 の堆積をする 土地の面積 (次号に規定 する変更を伴 う場合にあつ ては変更前の 土石の堆積を する土地の面 積、土石の堆 積をする土地 の面積の縮小 を伴う場合に あつては縮小 後の土石の堆</p>

		積をする土地の面積) に応じこの項の区分の欄第3号の規定による手数料の額に10分の1を乗じて得た額
		(2) 土石の堆積をする土地の面積を拡大する場合には、拡大する面積に応じこの項の区分の欄第3号の規定による手数料の額
		(3) その他の変更については、15,400円
(5) 法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査の申請		
ア 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートル以内の場合	1件	5,400円
イ 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内の場合	1件	10,700円

ウ 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内の場合	1件	21,400円	
エ 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内の場合	1件	37,500円	
オ 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	1件	53,600円	

(2) 別表3 2の項中「102,600円」を「110,300円」に、「154,000円」を「165,400円」に、「230,900円」を「248,200円」に、「307,900円」を「330,900円」に、「461,900円」を「496,300円」に、「605,600円」を「650,700円」に、「780,100円」を「838,200円」に、「1,036,700円」を「1,114,000円」に改め、同表3 2の2の項中

「

(3) 租税特別措置法施行令の規定に基づく租税特別措置法に規定する所得税に係る優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例又は法人税に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用に関し同令で定める事業であることについての認定の申請	1件	31,000円	
--	----	---------	--

を

」

削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同

表 3 3 の 2 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

3 3 の 2	(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号。以下この項並びに付表 1 の 2 の項及び 2 の項において「法」という。）第 1 7 条第 1 項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請			
	ア イに掲げる場合以外の場合	1 件	122, 000 円	
	イ 法第 1 7 条第 4 項の規定による申出をする場合	1 件		付表 1 の 2 の項に定める額
	(2) 法第 1 8 条第 1 項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定の申請			
	ア イに掲げる場合以外の場合	1 件	61, 000 円	
	イ 法第 1 8 条第 2 項において準用する法第 1 7 条第 4 項の規定による申出をする場合	1 件		付表 2 の項に定める額

(3) 別表 3 3 の 3 の 項 中 「1, 800 円」 を 「1, 900 円」 に、「1, 300 円」 を 「1, 400 円」 に改め、同表 3 3 の 5 の 項 第 1 号 中 「1 7 の 項」 を 「1 6 の 項」 に、「第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 2 項」を「第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項」に改め、同項第 2 号中「第 1 2 条第 2 項後段又は法第 1 3 条第 3 項後段」を「第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条第 3 項」に、「が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときの」を「に係る」に改め、同項第 4 号中「第 3 4 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項」に、「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に改め、同項第 5 号中「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第 3 6 条第 1 項」を「第 3 1 条第 1 項」に、「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に改め、同項第 7 号中「第 3 6 条第 2 項」を「第 3 1 条第 2 項」に、「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に改め、同項中

「

(8) 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定 (付表17の項において「適合認定」という。)の申請	1件	付表17の項に定める額		を
--	----	-------------	--	---

」

削り、同表34の項を次のように改める。

34	(1) 計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく非自動はかりの検査 ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの (イ) ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの (ウ) ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの (エ) ひょう量が500キログラムを超え、1トン以下のもの イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛のみがあるもの ウ ア又はイに掲げるもの以外の	1個 1個 1個 1個 1個	1,900円 2,500円 2,800円 4,200円 350円	最 小 の 目 量 (隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。) 又は表記された感量(質量計が反応することができない
----	--	----------------------------	--	---

もの			質量の
(ア) ひょう量が100キログラム以下のも	1個	700円	最小の
(イ) ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの	1個	1,100円	変化を
(ウ) ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの	1個	1,800円	いう。)がひょう量の
(エ) ひょう量が500キログラムを超え、1トン以下のもの	1個	2,900円	10,000分の1未満の
(オ) ひょう量が1トンを超え、2トン以下のもの	1個	5,000円	非自動はかり
(カ) ひょう量が2トンを超え、5トン以下のもの	1個	9,200円	の第1号に掲げる検
(キ) ひょう量が5トンを超え、10トン以下のもの	1個	14,400円	査に係る手数料の額
(ク) ひょう量が10トンを超え、20トン以下のもの	1個	20,600円	は、同号に掲げる区分
(ケ) ひょう量が20トンを超え、30トン以下のもの	1個	26,200円	に応じ、
(コ) ひょう量が30トンを超え、40トン以下のもの	1個	29,800円	それぞれ当該
(サ) ひょう量が40トンを超え、50トン以下のもの	1個	41,500円	手数料の額の
(シ) ひょう量が50トンを超えるもの	1個	71,300円	2倍に相当する額と
(2) 計量法の規定に基づく分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個	10円	する。

	の検査			
(3)	計量法の規定に基づく適正計量 管理事業所における計量管理の方 法に関する検査	1件	7,500円	

(4) 別表38の項中「350円」を「400円」に改め、同表39の項中「300円」を「350円」に改め、同表付表1の2の項中「別表33の2の項第1号」を「別表33の2の項第1号イ」に、「法第17条第4項」を「122,000円に、法第17条第4項」に、「額に、」を「額及び」に改め、同表2の項中「別表33の2の項第2号」を「別表33の2の項第2号イ」に、「法第18条第2項」を「61,000円に、法第18条第2項」に、「額に、」を「額及び」に改め、同表3の項第1号ア中「13,000円」を「14,000円」に改め、同号イ中「24,000円」を「25,000円」に改め、同号ウ中「38,000円」を「40,000円」に改め、同号エ中「62,000円」を「65,000円」に改め、同表5の項第1号ア中「6,500円」を「7,000円」に改め、同号イ中「12,000円」を「12,500円」に改め、同号ウ中「19,000円」を「20,000円」に改め、同号エ中「31,000円」を「32,500円」に改め、同表7の項第1号イ中「。以下」の次に「この項並びに別表付表9の項、11の項、13の項及び15の項において」を加え、「アに」を「ア及びウに」に改め、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法と建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。別表付表11の項において「算出告示」という。）に基づく方法とを併用する方法（同付表9の項、13の項及び15の項において「誘導仕様・計算併用法」という。）により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が150平方メートル以下のもの 27,000円

(イ) 建築物の床面積の合計が150平方メートルを超え、400平方メートル以下のもの 52,000円

(ウ) 建築物の床面積の合計が400平方メートルを超え、800平方メー

トル以下のもの 74,000 円

(エ) 建築物の床面積の合計が 800 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 104,000 円

(オ) 建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、4,000 平方メートル以下のもの 152,000 円

(カ) 建築物の床面積の合計が 4,000 平方メートルを超え、8,000 平方メートル以下のもの 221,000 円

(キ) 建築物の床面積の合計が 8,000 平方メートルを超え、17,000 平方メートル以下のもの 305,000 円

(ク) 建築物の床面積の合計が 17,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のもの 398,000 円

(ケ) 建築物の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 461,000 円

(5) 別表付表 9 の項第 1 号イ中「アに」を「ア及びウに」に改め、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、誘導仕様・計算併用法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が 150 平方メートル以下のもの 13,500 円

(イ) 建築物の床面積の合計が 150 平方メートルを超え、400 平方メートル以下のもの 26,000 円

(ウ) 建築物の床面積の合計が 400 平方メートルを超え、800 平方メートル以下のもの 37,000 円

(エ) 建築物の床面積の合計が 800 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 52,000 円

(オ) 建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、4,000 平方メートル以下のもの 76,000 円

(カ) 建築物の床面積の合計が 4,000 平方メートルを超え、8,000 平方メートル以下のもの 110,500 円

(キ) 建築物の床面積の合計が 8,000 平方メートルを超え、17,000 平方メートル以下のもの 152,500 円

(ク) 建築物の床面積の合計が 17,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のもの 199,000 円

(ケ) 建築物の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 230,500 円

(6) 別表付表 1 1 の項及び 1 2 の項を次のように改める。

1 1	別表 3 3 の 5 の項第 1 号に掲げるもの	<p>(1) 住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定においては、次に掲げる場合及び当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下この項及び次項において同じ。）の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて誘導仕様基準又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）に基づく方法と算出告示に基づく方法とを併用する方法（次項において「仕様等・計算併用法」という。）により確認した場合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以下のもの 26,000 円</p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 29,000 円</p> <p>(ウ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 52,000 円</p> <p>(エ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 87,000 円</p> <p>(オ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が 2,000 平</p>
-----	--------------------------	---

方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 151,000円

(カ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 221,000円

イ アに掲げる場合以外の場合

(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 35,000円

(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 39,000円

(ウ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 70,000円

(エ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 117,000円

(オ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 198,000円

(カ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 284,000円

(2) 住宅部分を含まない建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定においては、次に掲げる場合及び当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額
ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについてモデル建物法により確認した場合

(ア) 工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供する建築物（以下この項及び次項において「工場等」という。）以外の建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 88,000円

(イ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方

メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの
110,000円

(ウ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 145,000円

(エ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 235,000円

(オ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 308,000円

(カ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 370,000円

(キ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 434,000円

(ク) 工場等の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 19,000円

(ケ) 工場等の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 27,000円

(コ) 工場等の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 38,000円

(カ) 工場等の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 96,000円

(シ) 工場等の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 145,000円

(ス) 工場等の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 180,000円

(セ) 工場等の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 223,000円

イ アに掲げる場合以外の場合

(ア) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 230,000円

(イ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 284,000円

(ウ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 367,000円

(エ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 524,000円

(オ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 645,000円

(カ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 762,000円

(キ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 870,000円

(ク) 工場等の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 23,000円

(ケ) 工場等の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 31,000円

(コ) 工場等の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 44,000円

(サ) 工場等の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 103,000円

		<p>(シ) 工場等の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 152,000円</p> <p>(ス) 工場等の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 188,000円</p> <p>(セ) 工場等の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 233,000円</p> <p>(3) 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定においては、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 当該複合建築物の住宅部分の床面積の合計を住宅の床面積の合計とみなして第1号の規定により算出した額</p> <p>イ 当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして前号の規定により算出した額</p>
1 2	別表 3 3 の 5 の 項 第 2 号 及 び 第 3 号 に 掲 げ る も の	<p>(1) 住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付においては、次に掲げる場合及び当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて仕様等・計算併用法により確認した場合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 13,000円</p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 14,500円</p> <p>(ウ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 26,000円</p>

(エ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの
43,500円

(オ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの
75,500円

(カ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの
110,500円

イ アに掲げる場合以外の場合

(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの
17,500円

(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
19,500円

(ウ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル以下のもの
35,000円

(エ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの
58,500円

(オ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの
99,000円

(カ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの
142,000円

(2) 住宅部分を含まない建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付においては、次に掲げる場合及び当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについてモデル建物法により確認した場合

- (ア) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 44,000円
- (イ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 55,000円
- (ウ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 72,500円
- (エ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 117,500円
- (オ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 154,000円
- (カ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 185,000円
- (キ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 217,000円
- (ク) 工場等の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,500円
- (ケ) 工場等の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 13,500円
- (コ) 工場等の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 19,000円
- (カ) 工場等の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 48,000円
- (シ) 工場等の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 72,500円
- (ス) 工場等の床面積の合計が10,000平方メートル

を超え、25,000平方メートル以下のもの 90,000円

(セ) 工場等の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 111,500円

イ アに掲げる場合以外の場合

(ア) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 115,000円

(イ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 142,000円

(ウ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 183,500円

(エ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 262,000円

(オ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 322,500円

(カ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 381,000円

(キ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 435,000円

(ク) 工場等の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 11,500円

(ケ) 工場等の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 15,500円

(コ) 工場等の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 22,000円

		<p>(サ) 工場等の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 51,500円</p> <p>(シ) 工場等の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 76,000円</p> <p>(ス) 工場等の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 94,000円</p> <p>(セ) 工場等の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 116,500円</p> <p>(3) 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付においては、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 当該複合建築物の住宅部分の床面積の合計を住宅の床面積の合計とみなして第1号の規定により算出した額</p> <p>イ 当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして前号の規定により算出した額</p>
--	--	---

(7) 別表付表13の項第1号ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ア(ア)中「4,600円」を「4,800円」に改め、同号ア(イ)中「9,200円」を「9,500円」に改め、同号ア(ウ)中「19,000円」を「21,000円」に改め、同号ア(エ)中「44,000円」を「46,000円」に改め、同号ア(オ)中「78,000円」を「81,000円」に改め、同号イ中「アに」を「ア及びウに」に改め、同号イ(ア)中「17,000円」を「18,000円」に改め、同号イ(ウ)中「33,000円」を「34,000円」に改め、同号イ(エ)中「57,000円」を「58,000円」に改め、同号イ(オ)中「103,000円」を「104,000円」に改め、同号イ(カ)中「155,000円」を「158,000円」に改め、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ウ(ア)中「33,000円」を「35,000円」に改め、同号ウ(イ)中「37,000円」を「39,000円」に改め、同号ウ(ウ)中「67,000円」を「70,000円」に改め、同号ウ(エ)中「113,000円」を「117,000円」に改め、同号ウ(オ)中「192,000円」を「195,000円」に改め、

円」を「198,000円」に改め、同号ウ(カ)中「276,000円」を「284,000円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様・計算併用法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 26,000円

(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 29,000円

(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 52,000円

(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 87,000円

(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 151,000円

(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 221,000円

(8) 別表付表13の項第2号ア(イ)中「26,000円」を「27,000円」に改め、同号ア(ウ)中「78,000円」を「81,000円」に改め、同号ア(エ)中「125,000円」を「127,000円」に改め、同号ア(オ)中「157,000円」を「160,000円」に改め、同号ア(カ)中「197,000円」を「200,000円」に改め、同号イ(ア)中「107,000円」を「109,000円」に改め、同号イ(イ)中「177,000円」を「179,000円」に改め、同号イ(ウ)中「275,000円」を「279,000円」に改め、同号イ(エ)中「354,000円」を「359,000円」に改め、同号イ(オ)中「423,000円」を「429,000円」に改め、同号イ(カ)中「492,000円」を「499,000円」に改め、同項第3号ア(ア)中「9,300円」を「9,500円」に改め、同号ア(イ)中「16,000円」を「17,000円」に改め、同号ア(エ)中「80,000円」を「81,000円」に改め、同号ア(オ)中「127,000円」を「129,000円」に改め、同号ア(カ)中「160,000円」を「163,000円」に改め、同号ア(キ)中「200,000円」を「203,000円」に改め、同号イ(ア)中「87,000円」を「88,000円」に改め、同号ウ(ア)中「227,000

円」を「230,000円」に改め、同項第4号ウ中「及び17の項第4号ウ」を削り、同項第7号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表14の項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表15の項第1号ア(ア)中「2,300円」を「2,400円」に改め、同号ア(イ)中「4,600円」を「4,750円」に改め、同号ア(ウ)中「9,500円」を「10,500円」に改め、同号ア(エ)中「22,000円」を「23,000円」に改め、同号ア(オ)中「39,000円」を「40,500円」に改め、同号イ中「アに」を「ア及びウに」に改め、同号イ(ア)中「8,500円」を「9,000円」に改め、同号イ(ウ)中「16,500円」を「17,000円」に改め、同号イ(エ)中「28,500円」を「29,000円」に改め、同号イ(オ)中「51,500円」を「52,000円」に改め、同号イ(カ)中「77,500円」を「79,000円」に改め、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ウ(ア)中「16,500円」を「17,500円」に改め、同号ウ(イ)中「18,500円」を「19,500円」に改め、同号ウ(ウ)中「33,500円」を「35,000円」に改め、同号ウ(エ)中「56,500円」を「58,500円」に改め、同号ウ(オ)中「96,000円」を「99,000円」に改め、同号ウ(カ)中「138,000円」を「142,000円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様・計算併用法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 13,000円

(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 14,500円

(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 26,000円

(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 43,500円

(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 75,500円

(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの

110,500円

(9) 別表付表15の項第2号ア(イ)中「13,000円」を「13,500円」に改め、同号ア(ウ)中「39,000円」を「40,500円」に改め、同号ア(エ)中「62,500円」を「63,500円」に改め、同号ア(オ)中「78,500円」を「80,000円」に改め、同号ア(カ)中「98,500円」を「100,000円」に改め、同号イ(ア)中「53,500円」を「54,500円」に改め、同号イ(イ)中「88,500円」を「89,500円」に改め、同号イ(ウ)中「137,500円」を「139,500円」に改め、同号イ(エ)中「177,000円」を「179,500円」に改め、同号イ(オ)中「211,500円」を「214,500円」に改め、同号イ(カ)中「246,000円」を「249,500円」に改め、同項第3号ア(ア)中「4,650円」を「4,750円」に改め、同号ア(イ)中「8,000円」を「8,500円」に改め、同号ア(エ)中「40,000円」を「40,500円」に改め、同号ア(オ)中「63,500円」を「64,500円」に改め、同号ア(カ)中「80,000円」を「81,500円」に改め、同号ア(キ)中「100,000円」を「101,500円」に改め、同号イ(ア)中「43,500円」を「44,000円」に改め、同号ウ(ア)中「113,500円」を「115,000円」に改め、同項第7号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表16の項中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表17の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表1の項、2の項及び4の項から9の項までの改正規定並びに附則第3項の規定は、同年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表(1の項、2の項及び4の項から9の項までを除く。)及び同表付表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表(1の項、2の項及び4の項から9の項までに限る。)の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定にかかわらず、市長が別に定める証明については、改正後の別表38の項の規定は、令和7年9月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(理由)

本市の手数を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するほか、法令の一部改正等に伴い、特定盛土等に関する工事等の許可申請に係る手数料を新設するとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の規定を整備する等のため、本案を提出する。